

## ■憲法の規定

### 1 日本国憲法の構成

御名御璽

前文

第一章 天皇 (第1条～8条)

第二章 戦争の放棄 (第9条)

第三章 国民の権利及び義務 (第10条～第40条)

第四章 国会 (第41条～第64条)

第五章 内閣 (第65条～第75条)

第六章 司法 (第76条～第82条)

第七章 財政 (第82条～第91条)

第八章 地方自治 (第92条～第95条)

第九章 改正 (第96条)

第十章 最高法規 (第97条～第99条)

第十一章 補則 (第100条～第103条)

### 2 「法の支配」 vs 法治主義

「法の支配」：人の支配を否定、権力も実質的正義の法で拘束、法律でも侵し得ない権利（自然権）

法治主義：ナチスドイツ、「悪法も法なり」

日本国憲法が「法の支配」原理を採用している根拠

- ・ 社会のあらゆる価値の根源が個人にあり、個人の尊厳原理を最高価値としている：13条、24条
- ・ 詳細な権利・自由を基本的人権として保障：第3章
- ・ 権力分立：41条、65条、76条 ⇔ 独裁
- ・ 国民主権原理：前文、1条
- ・ 実質的にもこの憲法が最高法規：98条1項、97条

97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

98条1項 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

「裁判所は人権保障の最後の砦」

76条3項：(個別) 裁判官の独立

81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

### 3 自己実現：自由主義 vs 自己統治：民主主義

人権＝もっぱら多数決に従わざるを得ない少数者の人権が問題になる

#### ■水俣病事件における三権の関わり

##### 1 日本国憲法の規定

第41条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第65条 行政権は、内閣に属する。

第76条 ①すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

「法律の定めるところにより設置する下級裁判所」

裁判所法第2条 ①下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所とする。

②下級裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別に法律でこれを定める。

②特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

③すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

##### 2 立法と行政の場面に登場する水俣病

###### ・立法

1973 (S48) 年 公害健康被害の補償等に関する法律 (「公健法」) →行政窓口へ

2009 (H21) 年 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法 (「特措法」)

###### ・行政 (主務官庁は環境省)

公健法に基づく申請・審査会開催・認定等 → 異議申し立て

1995(H7)年 いわゆる「政治決着」

特措法に基づく申請受理・審査

###### ・司法

###### ・当事者適格をめぐる

付随的審査制 (警察予備隊事件) vs 抽象的審査制 (憲法に規定なし、沿革的に具体的事件)

例外として公職選挙法の選挙の効力・当選の効力に関する訴訟、地方自治法による住民訴訟等

###### ・裁判遂行をめぐる

###### ・「判検交流」

###### ・判決をめぐる

cf. 修復的司法

■ 水俣病をめぐる時系列

- 1932(S7)年 5月7日 日室水俣工場に第一期アセトアルデヒド・合成酢酸設備稼働開始
- 1953(S12)年 12月5日 水俣病公式第1号患者発病(5歳11カ月)
- 1956(S31)年 5月1日 水俣病公式確認
- 1957(S32)年 8月16日 熊本県、厚労省に対し食品衛生法適用の可否について照会  
9月11日 「水俣湾内特定地域の魚介類のすべてが有毒化しているという明らかな根拠が認められないので、水俣湾内特定地域において捕獲された魚介類のすべてに対し、食品衛生法4条2号を適用することはできないものとする。」
- 1959(S34)年 10月6日 新日室附属病院のネコ実験で「ネコ400号」が発症  
12月30日 「見舞金契約」
- 1965(S40)年 5月31日 新潟水俣病発生の公式確認
- 1968(S43)年 5月18日 チッソ水俣工場、アセチレン法アセトアルデヒド製造中止  
9月26日 政府、水俣病はチッソ水俣工場のメチル水銀化合物が原因と断定
- 1969(S44)年 6月14日 患者28世帯112人、チッソを相手取り慰謝料請求訴訟提起  
12月15日 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(旧法)公布
- 1971(S46)年 8月7日 環境庁、特措法認定につき旧事務次官通知  
10月11日 患者らとチッソの第1回補償交渉(自主交渉の始まり、73年まで1年6カ月)
- 1972(S47)年 12月27日 川本輝夫氏、傷害罪で起訴
- 1973(S48)年 3月20日 第一次訴訟、原告勝訴・確定 → 自主交渉に合流  
7月9日 患者らとチッソ、補償協定調印 → 以降、次々と調印
- 1974(S49)年 9月1日 公害健康被害補償法施行、熊本県公害被害認定審査会設置
- 1975(S50)年 3月14日 水俣病患者・遺族ら103人、チッソ幹部を殺人罪、傷害罪で刑事告訴
- 1977(S52)年 7月1日 環境庁、いわゆる「52年判断条件」発表 → 保留・棄却案件増大  
.....民事訴訟・行政訴訟相次ぐ.....
- 1982(S57)年 10月28日 関西訴訟提訴
- 1987(S62)年 3月30日 第3次第1陣訴訟判決ではじめて行政の責任を認める
- 1988(S63)年 2月29日 チッソ元社長ら有罪確定(上告棄却)
- 1991(H3)年 4月26日 最高裁、地裁と高裁で勝訴した「待たせ賃」訴訟につき破棄差戻
- 1995(H7)年 5月9日 「水俣病問題解決についての3党合意」(いわゆる「政治解決」)
- 2004(H16)年 10月15日 関西訴訟最高裁判決
- 2009(H21)年 7月15日 水俣病被害者の救済及び水俣病の解決に関する特別措置法(「特措法」)
- 2013(H25)年 4月16日 熊本水俣病行政認定訴訟 最高裁で勝訴判決  
10月25日 行政認定の最高裁判決後、初の認定裁定(「最高裁の趣旨につき妥当」)
- 2017(H29)年 11月29日 新潟水俣病行政認定訴訟 東京高裁で勝訴判決

■ 司法（国側の主務官庁は法務省）の場面に登場する水俣病

1 民事事件（行政事件等を含む）

(1) 純然たる「民・民」事件（民法が規律する「私的自治原則」）

第1条 ①私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。（信義則）

③権利の濫用は、これを許さない。

第2条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

第90条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

第417条 損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。

※1956（S31）年 謝罪広告が憲法19条の保障する信条の自由等を侵害するか

（S27年の衆院選で、対立候補が汚職をしたと公表したことに対して提訴）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。（立証責任は原告側）

第710条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

▼対チツソ ※1973（S48）年 熊本地裁判決

第一次の見舞金契約が締結された昭和三四年一二月当時、水俣病と被告会社水俣工場の工場排水との間に関係があることは、科学的に完全に解明されていなかったにしても、すでに世間一般の常識となっており、熊大のいわゆる有機水銀説などもこれを前提とするものであり、ほかに猫四〇〇号の実験結果、排水路変更に伴う水俣川河口付近での患者発生の事実なども、これを裏付けるものであった。もちろん、患者らも、水俣病の原因は右の工場排水にあるとして、被告に対し、損害賠償の請求をした。しかるに、被告は、このような状況を無視して、なお水俣病の原因は不明であるとして、そのような前提で契約を締結するよう強硬に主張し、しかも、将来、水俣病が工場排水に起因することが明らかになつても、患者らはこの契約にもとずいて支払われる見舞金以外に損害賠償の請求は一切しないといういわゆる権利放棄条項を設けなければ、この契約の締結には応じない態度をとつたのである。

しかし、本件のような化学公害において、厳密に因果関係を証明することは容易なことでないから、右のような当時の状況のもとで、なお、工場排水と水俣病の関係が科学的に解明されていないという理由で、そのような前提で契約を締結するのであれば、将来それ以上に水俣病が工場排水に起因することが明らかになつた場合には、改めて相当の損害賠償をするのが、加害者としての誠実な態度であつて、その段階になつても、低額の見舞金を支払うほかには一切の損害賠償をしないとすれば、それは信義則に反するというほかない。

しかるに、被告は、その後熊大医学部などの研究によつて、水俣病が工場排水に起因することを証明する事実が次々に明らかになされ、厚生省も昭和四三年九月水俣病の原因物質は被告会社水俣工場の

排水中に含まれるメチル水銀化合物であると公式見解を発表したが、その後もこのような態度をとり続けたので、昭和四四年六月一六日締結された第七次の見舞金契約まで、この権利放棄条項はそのまま維持されたのである。

他方、患者およびその近親者の側の事情をみるに、昭和三四年一二月ころは水俣病患者に対して今日ほど世間の理解や同情はなく、地元の大企業を相手に同人らだけで補償交渉を続けることは、事実上不可能であつた。そのため同人らは、県の有力者で構成される不知火海漁業紛争調停委員会の委員らの斡旋、調停に頼らざるを得なかつたのであるが、その調停は、被告側の態度が強固であつたことにもよるが、内容はともかく、早急に話をまとめようという姿勢で終始し、患者らの利益を擁護し、十分な補償を得させるための配慮には欠けるところがあつた。

そのうえに、患者家族（その後の契約の当事者である者を含めて）は、すみやかに補償を得るためには、この契約によらざるを得なかつたのであるが、契約を締結した当時、いずれも経済的に窮迫しており、また契約に関する知識、その経験に乏しかつたので、当座の見舞金の金額については強い関心があつたが、権利放棄条項など契約内容の細部にわたつてまで十分な検討を加えて、その諾否をきめるだけの知識と余裕がなく、同人らは、極端に不利な内容の契約にも応ぜざるを得なかつたのである。

しかして、この見舞金契約は、それぞれの患者が現実に蒙つた損害の全部を補償するという見地から締結されたものではない。個々の患者については、その被害の実態すら調査されていない。見舞金の金額をきめる際に、患者らの入院中の付添費用、生存患者に対する慰藉料などはまったく考慮されていないが、ほかにもこの契約にもとづく見舞金には、たとえば、弔慰金について、死亡患者の年齢、収入による得べかりし利益の差が無視され、生存患者に対する年金については、症状の程度や年齢による区別がなされていないなどの不公平な点がある。また、生存患者に対する見舞金は、患者らの全額一時払いの要求にもかかわらず、年金による定期金払いの形式を原則としているが、その金額の改定は、あくまで契約締結時の年金を基準にして、その後の物価の変動のみを考慮して、双方が協議してきめるというのであり、定期金補償の長所とされる患者の生活保障の目的は、十分に達せられない仕組みになっている。そして、その年金、弔慰金などの見舞金の額は、一般に、労働者の賃金、家庭の消費支出額、交通事故による生命、身体侵害の場合の損害賠償額算定例、他の災害補償例などと比較しても極端に低額であり、時期的におそく見舞金契約を締結した患者に対する見舞金ほどそれが顕著で、生命、身体に対する侵害の代償として低額にすぎるといわざるを得ない。

以上、要するに本件見舞金契約は、加害者である被告が、いたずらに損害賠償義務を否定して、患者らの正当な損害賠償請求に応じようとせず、被害者である患者ないしはその近親者の無知と経済的窮迫状態に乗じて、生命、身体への侵害に対する補償額としては極端に低額の見舞金を支払い、そのかわりに、損害賠償請求権を一切放棄させるものであるから、民法第九〇条にいわゆる公序良俗に違反するものと認めるのが相当であり、したがつて無効である。

(2) 対行政の賠償責任（国家賠償請求事件）

憲法 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は地方公共団体に、その賠償を求むることができる。

国家賠償法第 1 条 ①国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

②前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

cf. 旧憲法下におけるいわゆる「国家無答責」

▼対国・県 ※2001 年 4 月 27 日 「関西訴訟」大阪高裁判決（最高裁で確定）

・国の責任

以上、被告国において、前述のとおり昭和三四年一―月ころには被告チッソのアセトアルデヒド酢酸製造施設が水俣病の原因物質であるところのある種の有機水銀化合物を排出していることが認識できたと認められ、したがって、被告国には水質二法に基づく工場排水の規制権限の行使を怠った過失があり、昭和三五年一月以降に不知火海の魚介類を摂食して水俣病に罹患した者及び被害の拡大があつた者に対して、損害賠償責任を負うとするのが相当ということである。

<中略>

経済企画庁長官において指定水域の指定及び水質基準の設定を行ったならば、チッソ水俣工場は排水停止により操業停止に追い込まれかねず、先に認定された程度の事実に基づきそのような強力な処置をとることは水質保全法が目的とする産業協和という点に反するとの反論もあろう。

しかし、チッソ水俣工場では昭和三五年八月にはアセトアルデヒド排水について装置内循環方式を採用し、建前上は同排水を外部に排出していないわけである。そうだとすると、チッソ水俣工場において、外部への排水停止が必ずしも工場の操業停止につながるものではなかったことになるうえ、当時の状況に鑑みれば、水質二法に基づく排水規制を行うことで、一時的に被告チッソが操業停止に追い込まれるとしても不知火海沿岸住民の生命、健康の安全を図ることはもとより、環境汚染の継続及び拡大を防止し、沿岸住民の福利を図るためにはやむを得ない規制として是認されるべきものであつたと考えられる。

・県の責任

被告国の責任において説示したように、水俣病の被害の甚大さや事態の切迫性等に鑑みれば、総水銀についての除害設備の設置を命ずる法的義務もあつたと考えざるを得ない。しかるに、熊本県知事は同規制権限を行使しなかつた。

したがって、熊本県知事には熊本県漁業調整規則による工場排水の規制権限の行使を怠った過失があり、被告熊本県は、昭和三五年一月以降に不知火海の魚介類を摂食してメチル水銀中毒症に罹患した者に対しては損害賠償責任を負う

・認められなかつた「食品衛生法違反」

(食品衛生法) 一三条が規定しているのは、食品関係の営業及び営業者に対する各種の規制及び取締りであって、漁民らの自家摂取はその規制ないし取締りの対象外である (法二条七項但書) から、食品衛生法による規制がなされていたとしても漁民などの自家摂取にはその法的効果は及びようもないところ、原告らの陳述書などによれば、本件各患者は、魚介類を自家摂取していたというのであるから、同条による規制の有無と本件患者らの発症との間には因果関係が認められないというほかない。

・ 関西訴訟判決の問題点

上記のとおり、本判示において、「水俣病」ではなく、できるだけ「メチル水銀中毒症」あるいは「本件メチルに起因する症状」との文言を用いることとしたが、それは、「水俣病患者」という言葉が、ややもすると「(救済法あるいは、公健法において) 認定された水俣病患者」の意味で使用されるので、本件がメチル水銀中毒による被害についての不法行為に基づく損害賠償請求事件であることを意識してのことである。

(3) 行政事件 (行政がなした判断の適否を問う)

憲法第 76 条 2 項 (行政裁判所の設置禁止) との関係

cf. 旧憲法第 61 条の行政裁判所：一審制、租税・手数料、営業免許等

「合憲性推定の原則」の壁

提訴までの手続き

広範な裁量

2 刑事事件 (憲法第 31 条～第 40 条)

刑罰権発動は国家の専権 (捜査、起訴 (公訴提起) 等)、最大の人権侵害 (抑制的である要請)

刑事訴訟法 247 条 公訴は、検察官がこれを行う。

248 条 犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

※1977(S52)年 6 月 14 日 川本輝夫氏 公訴棄却 東京高裁判決

原判決のいうとおり、公訴権濫用の存否の判断に検察官の主観的意図も必要であることは、これを肯認すべきであるけれども、かかる主観的要素は、直接これを立証することが不能ないし著しく困難であることは、前述のとおりであり、従つて、かかる要素の存在は、背景事実から、これを推認する以外にはなく、かかる客観的的外部の事情から推認することが可能な以上、これを是認するのなければ、公訴権濫用の理論は画餅に帰すといつても過言でない。これを本件についてみると、既に詳述したもろもろの事実関係、すなわち、重大かつ広範囲な被害を生ぜしめたチツソの責任につき国家機関による追求の懈怠と遅延、これにひきかえ、被害者側の比較的軽微な刑責追求の迅速さ、それに加えてチツソ従業員の行為に対する不起訴処分等々の諸事実がある以上、当裁判所としては、国家機関の一翼を担っている検察官の故意又は重大な過失が推認されてもやむを得ないと判断する。すなわち、当裁判所は当審において弁護人の請求により、この点を審理するため訴訟的事

実関係について資料を追加した結果を総合して、本件は訴追を猶予することによつて社会的に弊害の認むべきものがなく、むしろ訴追することによつて国家が加害会社に加担するという誤りをおかすものでその弊害が大きいと考えられ、訴追裁量の濫用に当たる事案であると結論するのである。

※1980 (S55) 年 川本輝夫氏 公訴棄却 最高裁決定

水俣病の被害は公害史上最大のものといわれ、今なお、多くの者が有効な治療法が見出せない状況のもとで、病苦に身を苛まれている。当裁判所は原審及び当審において提出された書物、写真、フィルムを通して水俣病に苦しむ患者の姿の一端を見る機会を得たが、この悲惨さに対するとき、我々は語るべき言葉を持たない。胎児性水俣病患者の仕草の一つ、四肢を硬直させ痙れん発作を起こした患者の姿は水俣病のすべてを物語っているといえよう。公害は、民事判決も指摘しているように、一方的に惹起され、一方的に被害を与えるものであり、しかも土地を離れないかぎり逃れるすべがないばかりか、しらずしらずのうちに身体がおかされ、原因が明らかにされた時にはすでに手遅れの場合もある。そして、被害は多数の住民に及び地域全体に深刻な影響を与えるとともに家族全員が犠牲になることも少なくない。水俣病はこの典型であり、被告人自身患者である本件においては右の特殊性が十分考慮される必要がある。さて、水俣病の前に水俣病はないといわれ、その原因究明に年月を要した水俣病であるが、はたしてこれを防ぐ手だてはなかつたであろうか。先に「水俣病究明の過程」で指摘した事項をみると、患者が続発し、胎児性患者まであらわれている状況のもとで、当初奇病といわれた段階から一五年間も水銀廢液が排出されている状態を放置しておかなければならない理由は見出せない。熊大研究班による地道にして科学的な原因究明が行われた経過の中で、熊本県警察本部も熊本地方検察庁検察官もその気がありさえすれば、水産資源保護法、同法等に基づいて定められた熊本県漁業調整規則、工場排水等の規制に関する法律、漁業法、食品衛生法等弁護人が引用する各種の取締法令を発動することによつて、加害者を処罰するとともに被害の拡大を防止することができたであろうと考えられるのに、何らそのような措置に出た事績がみられないのは、まことに残念であり、行政、検察の怠慢として非難されてもやむを得ないし、この意味において、国、県は水俣病に対して一半の責任があるといつても過言ではない。のみならず、A1の水銀廢液の放流の原因となつたアセトアルデヒドの製造は国家によつて容認されていたのであるから、被害民の立場からすれば、A1と異なる意味で国家もまた加害者であるといえよう。

(中略)

もつとも、自主交渉といえども相手のあることであるから、無理に交渉の場につかせることはできず、最後は民事訴訟にうつたえるほかないのであつて、交渉を求めるには限度があろうし、行き過ぎがあれば当然是正さるべきであり、他方A1にしてみれば業務を遂行するために連日従業員を動員しなければならぬのは相当の負担であつて迷惑であることはいふまでもない。しかし何の落度もなく一方的に被害を被つた患者達のA1に対する感情には容易に抜き難いものがあり、患者に対するこれまでのA1の対応の仕方をも考慮すると、A1としては相当程度我慢しなければならない



し、被告人らに行き過ぎがあつたとしても、これに対して直ちに刑罰で臨むのは妥当を欠くといわなければならない。本件の各事実については、原判決も指摘するように、被害者の傷は日常生活において看過し得る程度のものでなく、暴行の態様も顔を殴つたり、腕に咬みつくなど身体に対する直接の攻撃であつて、軽視し難い面を有していることは確かであり、A1の従業員であるからといつて被害者がこれらを甘受しなければならない理由はない。しかしながら、これらの暴行は、補償の手がかりをつかもうとして必死に面会を要求する者とこれを阻止しようとした者との間で生じた出来事であつて、個人的に被害者に遺恨をもつて行つたものではない。被告人の行為を、水俣病に苦しむ多くの患者とりわけ物言わぬあるいは物言えぬ患者の抗議であると思えば、被告人に対する感情の何程かは減じるのではあるまいか。自主交渉及び本件行為については以上のように考えるのであるが、被告人に対する訴追の当否を論ずるにあつて無視できないことは、自主交渉の過程で生じた事件についても水俣病における訴追と類似した不平等が生じていることである。すなわち、自主交渉の過程におけるトラブルでは、A1側のみならず被告人ら患者及び支援者にも多数の負傷者が出たことは前に述べたとおりであり、とりわけA3工場の事件は、面会の約束をとりつけて赴いた被告人や報道陣に対し、多数の従業員が有無をいわず力を振うという非常識なもので、当時各方面から非難が寄せられたことは周知のとおりである。そして、この事件については不起訴処分がなされた。結局、これらを通して訴追されたのは患者側だけだったわけである。このA1従業員の不訴追ということについて付言すると、被告人の罪責の有無を検討するに過ぎない当裁判所が、A1従業員の刑責を確定したり、訴追、不訴追の当否を論ずることが許されないことは明らかであり、当裁判所もA3工場等の事件の不訴追が不当であるというのではない。ただ、どちらの側にも理由のある行為によつて生じた事件で双方に負傷者が出ていること、そして片方は全然訴追されていないという事実は、もう一方の訴追にあつて当然考慮すべき事情であると考えるのである。このように本件事件をみても、被告人に対する訴追はいかにも偏頗、不公平であり、これを是認することは法的正義に著るしく反するというべきである。

(中略)

当代の検察権は、すべからく時代のすう勢を達観し何が重要で、何が重要でないか、活眼を開いてその指向すべき方向を見定め、常に清新にして澆らつ真に国民の希求する検察の遂行を期するところそ肝要である。決して弱い者いじめに墮することかあつてはならないのである。

(中略)

検察官は、原審の最終意見において被告人に懲役一年六月を求刑し、原判決は、公訴権濫用の主張は排斥したものの、被告人を罰金五万円に処するとともに一年間右刑の執行を猶予すべきものとした。このことは、被告人の有罪を認定しつつもその可罰性の程度が著しく微弱であり、刑はノミナルなものにとどめるべきものとしたと考えられる。当裁判所は、百尺竿頭一步を進め、本件は公訴を棄却することによつて結着をつけるべきものと判断するのである。

※1988(S63)年2月29日 チッソ元社長らに有罪判決確定

弁護人大江兵馬の所論は、右のとおり上村耕作に病変の発生した時期が出生前の胎児段階であつた点をとらえ、出生して人となつた後の同人に対する関係においては業務上過失致死傷罪は成立しない旨主張する。しかし、現行刑法上、胎児は、墮胎の罪において独立の行為客体として特別に規定されている場合を除き、母体の一部を構成するものと取り扱われていると解されるから、業務上過失致死罪の成否を論ずるに当たっては、胎児に病変を発生させることは、人である母体の一部に対するものとして、人に病変を発生させることにほかならない。そして、胎児が出生し人となつた後、右病変に起因して死亡するに至つた場合は、結局、人に病変を発生させて人に死の結果をもたらしたことに帰するから、病変の発生時において客体が人であることを要するとの立場を採ると否とにかかわらず、同罪が成立するものと解するのが相当である。

■「法的救済を求める」とは何か

日本国憲法第3章 国民の権利及び義務

10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

14条1項 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

15条1項 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。